

特記仕様書

1. 件名 カメラ付き防犯灯の購入
2. 数量 49台
3. 納入期限 令和7年10月31日（金）
4. 納入場所 市内 49箇所
※納入場所の詳細は、契約後に担当課より提示する。
5. 担当課 市川市 市民部 市民安全課

6. 機器仕様要件

(1) カメラ付き防犯灯（下記の要件を満たすこと）

①要件

共通	その他	・防犯灯とカメラ一式が一体型になっていること。 ・49台の機器は全て同じ機種で納入すること。 ・設置柱に自在バンド等で取り付けられること。 ・使用可能環境 温度－10℃～40℃を満たすこと。 ・機器の1組当たりの重量は5kg以内とする。
カメラ部分	撮影機能	・昼夜問わずカラーでの撮影が可能なこと。 ・映像出力が100万画素以上であること。 ・最低被写体照度が3lxを満たすものであること。 ・逆光補正機能があること。 ・プライバシーマスク機能を有しているもの。また、複数箇所設定できること。
	録画機能	・1秒間の記録間隔4コマ以上の設定において、7日間の保存が可能であること。 ・記録画像サイズが1920×1080以上であること。 ・画像記録媒体は64GB以上のSDカードであり、初期標準附属していること。 ・録画データについて、古いものから自動で上書き消去すること。 ・録画中であっても映像抽出用パソコンで映像の抽出ができること。

	セキュリティ機能	・画像の閲覧にあたっては、パスワードの入力を要するなど、第三者が容易に抽出、保存、再生できない機能を有していること。 ・画像記録媒体が鍵などにより第三者が容易に取り出しを行えない措置が講じられたものであること。 ・無線LANにより画像の抽出を行うことができる機能を有すること。 ・無線LANのSSIDステルス化機能を有すること。
	その他	・Wi-Fi モジュールを標準搭載していること。 ・24時間の運用に耐えられること。 ・雨水により、視認性に影響を受けにくい構造または性能を有していること。 ・内蔵GPSにより自動で時刻の取得と補正を行うこと。 ・映像記録装置の故障等により録画が停止した場合には、そのことを外部から容易に視認できるLEDランプ表示等を有していること。 ・標準装備された器具で設置角度・画角の調整を行えること。 ・停電からの復電時には、停電前の状態に復旧する機能を有すること。
部分 防犯灯	その他	・自動点滅器を搭載しており、夜間に自動点灯すること。 ・LED電球であること。 ・器具光束が1,070ルーメン以上（100ワット相当）であること。 ・付近の明るさに応じて夜間に消灯することがないよう、夜間点灯を確実にを行う機構を有すること。

②参考型番

- ・DKテック株式会社 ライトる DKL2.0

なお、上記記載以外の製品で同等の品質、機能を有する製品により応札する場合は、質疑提出期間中に質疑書及び製品仕様が明記されたカタログ等を提出し、担当部課の承諾を得ること。

7. 基本的要件

- (1) カメラ付き防犯灯については、設置され、稼動している状態で設置納入すること。
なお、設置については別紙1「カメラ付き防犯灯設置要件」を参照すること。
- (2) 設置場所のうち、担当課から指示があった箇所について共架可否判定等の申請を行うこと。また、共架可否判定等の結果により設置できない事由が発生した場合については、担当課及び自治（町）会と代替場所を協議すること。
- (3) 設置場所のうち、担当課から指示があった箇所について既存防犯灯の撤去を行うこと。
なお、撤去した防犯灯については別途担当課が指示する防犯灯所有者（自治（町）会）に返却すること。

(4) カメラ付き防犯灯の受電に伴う作業及び調整すること。

なお、既存防犯灯と取り換えて設置した場合は、電気料金の請求先を自治（町）会から担当課へ変更する手続きを行うこと。

①申請書類を作成し、東京電力パワーグリッド株式会社に提出すること。

②東京電力パワーグリッド株式会社にて受電不可と判断された場合については、担当課及び自治（町）会と代替場所を協議し、再度申請書類を提出すること。

③カメラ付き防犯灯機器設置工程と東京電力パワーグリッド株式会社の受電工程との調整を取り、所定の日までに受電を完了すること。受電日程については担当課と協議し決定すること。

(5) 映像抽出は担当課所有のノートパソコンを使用する。担当課所有のノートパソコン（NEC LAVIE PC-NS200R2W-S4）に無線LAN及びカメラ付き防犯灯の運用に必要な初期設定を行い、使用可能な状態にすること。カメラ付き防犯灯の映像抽出・再生にソフトウェアが必要な場合は、担当課所有のノートパソコンにインストールすること。

(6) カメラ付き防犯灯と映像抽出用パソコンの IP アドレス体系が異なる場合は、パソコン方にカメラ付き防犯灯と同様の IP アドレス体系を追加し、運用を行うこと。

(7) 映像抽出の際にカメラ付き防犯灯の Wi-Fi を使用する際は、SSID 及びパスワードを別途担当課が指示する文字列に変更し、SSID はステルス化を行うこと。

(8) 映像閲覧に必要なパスワード等の情報について、担当課と協議し設定すること。

(9) 設置に関する詳細なスケジュールを担当課と協議し決定すること。

(10) 納入物の取扱説明書を添付すること。

(11) カメラ付き防犯灯等の取扱方法を担当課職員に十分に説明すること。

(12) カメラ付き防犯灯周辺に担当課が用意する防犯カメラ設置者等を記載したシールを貼付すること。なお、シールについては契約日から 7 日以内に提供する。貼付位置については、担当課の指示に従うこと。

(13) カメラ付き防犯灯設置箇所周辺に担当課が用意する路面シートを貼付すること。
なお、路面シートについては契約日から 7 日以内に提供する。貼付位置については、担当課の指示に従うこと。

(14) 契約後、速やかに、録画設定や画角等について担当課及び自治（町）会と協議すること。また、設置場所周辺民家の庭や窓が撮影範囲に入る場合は、担当課と協議の上、プライバシーマスクを設定すること。

(15) 設置作業に伴う道路占用許可及び道路使用許可申請等に関する書類の作成を行うこと。なお、公園等に設置する場合は公園占用許可申請等に関する書類の作成を行うこと。

(16) カメラ付き防犯灯設置作業時に必要があれば、交通誘導等の手配を行うこと。交通誘導等の費用は価格に含めること。

- (17) 設置完了後、動作試験を行い、結果を担当課に報告すること。
- (18) 動作試験の結果によっては担当課の指示により、設置後であっても機器の調整を行うものとする。
- (19) 契約後に、市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例における市川市防犯カメラ設置利用基準届（様式第1号）を作成し、「5. 担当課」へ提出すること。
- (20) 契約後に、市川市防犯カメラの設置及び利用に関する基準における市川市防犯カメラ設置届出書（様式第1号）を作成し、「5. 担当課」へ提出すること。
- (21) 契約後に、設置場所の緯度経度を記載した一覧を作成し、「5. 担当課」へ提出すること。

8. 納入物に係る納品ドキュメント

納入物に係る以下のドキュメントを可能な限りA4又はA3用紙で「5. 担当課」に指定した場所へ提出期限までに提出すること。

No.	納品ドキュメント	提出期限
1	体制表	契約日から7日以内
2	スケジュール表	
3	納入機器一覧表	
4	設置場所位置図	納入期限
5	市川市防犯カメラ設置利用基準届（様式第1号）	
6	市川市防犯カメラ設置届出書（様式第1号）	
7	納入物に関する取扱説明書(写しでも可)	
8	納入物に関する保証書	
9	カメラ付き防犯灯設置完了報告書	
10	映像抽出用パソコン設定作業報告書（設定があった場合）	
11	映像抽出マニュアル	

※上記No. 1～11について、納入期限までにPDF等のデータで収録した電子媒体（CD、DVD等）を1部提出すること。

※上記No. 9「カメラ付き防犯灯設置完了報告書」には、次の記載事項を含めること。

①カメラ付き防犯灯1台ごとの設置日

②納入物の設置前後及び設置作業の様子が分かる記録写真（カラー）

なお、設置前・設置後の電柱等写真を提出すること。設置前については、「電柱等の全体（電柱地際から電柱頭部まで）」及び「電柱番号が記載されているプレート」を撮影し、設置後は「電柱等の全体（電柱地際から電柱頭部まで）及びカメラ付き防犯灯が映る遠撮写真」、「街頭防犯カメラ設置者等を記載したシールが貼付されていることが確認できる写真」及び「路面シールが貼付されていることが確認できる写真」を撮影すること。

③設置後の録画装置から抽出した静止画像（個人情報が含まれないようにすること）

④設置場所の緯度経度を記載した一覧表

※②納入物の設置前後及び設置作業の様子が分かる記録写真（カラー）、③設置後の録画装置から抽出した静止画像は、J P E G等の画像データも提出すること。なお、J P E G等のデータタイトルに別途担当課より提示する設置場所住所等を入れるなど判別しやすくすること。

9. 秘密の保持

- （１） 受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- （２） 受注者は、作業を実施するための個人情報の取り扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10. 情報セキュリティの確保

受注者は、作業を実施するにあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11. 権利義務の譲渡の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。

12. その他

- （１） 価格には納入、運搬、設置にかかる費用を含めること。
- （２） 暴力団等の排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- （３） この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（「物品供給契約約款」を含む）に定めるとおりとする。
- （４） 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。
- （５） 受注者は業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。

別紙 1

カメラ付き防犯灯設置要件

1. 共通

- (1) 共架設備はバンド等を使用し、ボルトでしっかり固定すること。
- (2) 撮影範囲や向きについては担当課と協議し指示に従って設置すること。

2. 東電柱・NTT柱

(1) 共架設備設置範囲

- ①東電柱への設置は地上3.6m以上、5.3m以下、かつ通信線最下部より20cm以上下方とする。NTT柱への設置は通信線と30cm以上離すこと。また、電柱頭部から15cm以上下方とする。

- ②共架設備と、電柱に設置された電気工作物との離隔は、次のとおりとし、電気設備技術基準等の関係法規の離隔を満足すること。

- ・ 共架設備と高圧線 100cm以上
- ・ 共架設備と低圧線 60cm以上
- ・ 共架設備と低圧引込線 30cm以上

- ③接地線を施設する場合は、次のとおり施設すること。

- ・ 電柱の接地線と共架設備の接地線とは共用しないものとし、接地極は1m以上隔離するものとする。
- ・ 接地線は足場釘（ボルト）から7cm以上隔離するもの。
- ・ 接地線は地表上2mまでの部分を合成樹脂管などで保護の上、接地線、保護管とも2m以下の間隔でステンレスバンドで電柱に支持する。

3. その他

上記以外の柱や上記設定が困難な場合は、担当課と協議し、指示に従って設置すること。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らすてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(委託又は制限)

第5条 受注者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に委託するときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付するこ

と。

- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（事故発生時の報告義務）

第9条 受注者は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消義務）

第10条 受注者がこの契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（受託事業所への立入検査に応じる義務）

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る受注者の受託事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は受注者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第12条 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 発注者が本件業務を履行させるために受注者へ提供した情報（個人情報を含む）又は受注者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 受注者は、本件業務の履行に当たり発注者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、発注者の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に委託するときは、委託する業務範囲を明示したうえで、必ず発注者の承諾を得るものと

する。

- 2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を得て第三者に委託する場合にあつては、委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、委託先の情報セキュリティの管理体制について発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が前項の規定による報告によって委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、委託の変更又は中止を求めた場合にあつては、委託の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 受注者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、本件業務に関する情報について、発注者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 受注者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
 - (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、受注者が開発し、又は開発させ発注者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、発注者と対応策を協議するものとする。
 - (3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、発注者と協議の上、対応策を講じなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。
 - 3 受注者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関す

る書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、受注者は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 受注者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について発注者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 受注者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって発注者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受注者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受注者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 受注者は、発注者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 受注者は、受注者又は委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって発注者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。